

## 都市計画の策定の経緯の概要

(西東京都市計画生産緑地地区)

### これまでの経緯

(1) 都市計画法第19条第3項の規定に基づく東京都協議結果

「平成30年9月19日付30西都第458号で協議のあった西東京都市計画生産緑地地区の変更に係る都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議については、都として意見はありません」  
(平成30年10月15日付30都市政緑第349号)

(2) 生産緑地法施行規則第1条に基づく農業委員会への意見聴取結果

「平成30年10月19日(金)開催の定例総会において、本案件について協議した結果、変更に係る事由に鑑み、当該地区の変更は適当である。」  
(平成30年10月24日付30西農第418号)

(3) 都市計画法第17条第1項の規定に基づく縦覧結果

縦覧期間：平成30年10月17日から平成30年10月31日まで  
縦覧者数：0名  
案に対する意見書の提出：なし

(4) 西東京市都市計画審議会への付議

日時：平成30年11月9日 午前9時30分から(本日)

(5) 変更告示

時期：平成30年12月上旬(予定)